

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1)宿泊者名
(2)宿泊日及び到着予定時刻
(3)宿泊者の連絡先
(4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 3 宿泊の申込をした者は、当ホテルが宿泊客の氏名、住所、電話番号を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 4 宿泊者は、宿泊者と当館との間の宿泊契約または宿泊予約の地位または宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当館が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。
- 5 宿泊者は、合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当館が可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊にかかる全宿泊分の宿泊料金等を、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 第6条および第20条の規定を適用する事態が生じたときは、宿泊料金等を違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。
- 4 第2項の宿泊料金等を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
- 5 当ホテルがインターネットサイト等に誤った宿泊料金を提示、又は電話で誤った宿泊料金を案内した宿泊料金等に基づき、宿泊客が当該宿泊契約を申し込み、当ホテルが承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又は案内のない限り、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とみなし、速やかにその旨を宿泊客に通知します。

(宿泊料金等の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日まで同項の宿泊料金等の支払いを要しないこととする特約に応じる場合があります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の宿泊料金等の支払いを求めなかった場合及び当該宿泊料金等の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
- (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
(2)満室により客室の余裕がないとき。
(3)災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等の為に優先的に客室を提供すべきことが現実的に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
(4)宿泊の申込をする者又は宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
(5)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(6)宿泊しようとする者が、許可なく営業上の目的で行うカメラ・ビデオ等あらゆる機器による撮影及び録音等の行為が認められるとき。
(7)宿泊しようとする者が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
(8)宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
(9)宿泊しようとする者が、過去に、SNS等に当ホテル又は当ホテルの役職員に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテル及び当ホテルグループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき。
(10)宿泊しようとする者が、旅館業法第2条6項で定める特定感染症の患者等であるとき。
(11)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または社会通念上相当な範囲を超える負担を求められたとき。
(12)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させる事ができないとき。
(13)宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、及び他の宿泊客又は当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(14)保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
(15)宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込をしたとき。
(16)その他都道府県が定める旅館業法施行条例や、都道府県条例等の規定に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客の都合により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約を解除したときの宿泊者の違約金支払義務を当ホテルが予め宿泊客に告知した場合に限ります。
- 3 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻を2時間経過した時刻になっても到着しないときは、当ホテルは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理する事ができるものとします。
- 4 個別の宿泊契約において、別途宿泊契約の解除条件及び違約金の額の定めがある場合は、前各項の規定に関わらず、その定めを優先します。

宿泊約款

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に挙げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - (2)当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあるとき。
 - (3)旅館業法第2条6項で定める特定感染症の患者等であるとき。
 - (4)当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (5)当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (6)過去に、SNS等に当ホテル又は当ホテルの役職員に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテル及び当ホテルグループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき。
 - (7)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (8)寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (9)ホテル内及び敷地内で、商業目的や他の利用客に迷惑を及ぼすような写真撮影・録音行為をしたとき。
 - (10)宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (11)宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において該当旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。
 - (12)その他都道府県が定める旅館業施行条例や、都道府県条例等の規定する場合に該当するとき。
 - (13)第2条第3項に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
 - (14)他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 2 当ホテルが前項各号に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供をうけていない宿泊料金、サービス料等はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊者の氏名、年齢、性別、住所および連絡先
 - (2)本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 前項の日本国内に住所を有しない外国人にあっては、スキャン等により旅券のコピーをご提出いただくとともに、国籍・旅券番号、入国地及び入国年月日を登録していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。宿泊プラン等により別途、時間が定められたものに関してはそちらに順ずるものとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日、客室清掃時間を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には所定の追加料金を申し受けます。
 - 3 前2項に基づき宿泊客が客室を利用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び安全管理のため客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間ならびにサービス提供時間パンフレット、各所の掲示、インフォメーション等で案内いたします。
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、日本円、宿泊券、クレジットカード又は当ホテルが承認する決済手段により、フロント又は当ホテルが指定する場所において決済いただきます。
 - 3 当ホテルが、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、宿泊客の前項の損害や万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊客の被った損害が補填されない場合があります。
 - 3 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊客が出発するために客室を空けたときに終わります。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

- 第14条 当ホテルが宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊契約は失効するものとします。但し、当ホテルは、宿泊客の了解を得て、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、滅失・毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、当ホテルの付保する保険契約に則りその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、滅失、毀損等が生じたときは、当ホテルは責任を負いかねます。ただし、当ホテルの過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、当ホテルの付保する保険契約に則り損害を賠償いたします。

宿泊約款

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルに連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものいたします。
- 2 宿泊客がチェックアウトした後、手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月保管いたします。ただし、飲食物・たばこ・雑誌類および消耗品、衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品（明らかに壊れている物）は、保管期間内であっても翌日に破棄させていただきます。
- 3 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行う為、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものと、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。（遺失物法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠）
- 4 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、その滅失、毀損等の損害が生じても、当ホテルは責任を負いません。
- 5 粗大ゴミ等にあたる携行品を、客室、共有部その他の当ホテルの敷地内に放置された場合、法令に準じた処理費用に加え、処理代行費用として相当額を請求させていただきます。なお、意図的に放置されたことが客観的に推認される場合、またはチェックアウトの日から1週間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合には、故意に放置され所有権を放棄したものとみなします。

（大浴場利用時の手荷物の管理）※一部店舗に限る

- 第17条 大浴場をご利用の際は、貴重品やルームキーはおお客様ご自身で管理をお願いいたします。盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことによって生じた損害については、当ホテルは責任を負いません。ただし、当ホテルに故意または重過失による責任がある場合、保険契約に則りその損害を補償いたします。

（室内貸金庫の利用）※一部店舗に限る

- 第18条 当ホテルが、宿泊客が客室備え付けの貸金庫に格納する物について保管を約束するものではなく、格納物の滅失、毀損等についての責任は負いかねます。
- 2 貸金庫には、爆発物等の危険物、動物、その他当ホテル又は第三者に損害を及ぼすおそれのある物を格納することはできません。
- 3 貸金庫の利用時間は、宿泊客のチェックイン時からチェックアウト時までとします。
- 4 当ホテルは、貸金庫の利用期間外に格納物が残置されている場合には、開庫のうえ、第16条第2項に準じて保管及び届け出を行います。この場合の保管についての当ホテルの責任は、第15条第2項の規定に準じるものとします。
- 5 当ホテルは、法令の定めにより貸金庫の開庫を求められたとき、又は、各納品が当ホテル又は第三者に損害を及ぼすおそれがあると認められるとき、その他開庫の必要性が認められる場合には、貸金庫の利用期間内であっても、貸金庫の開庫その他ホテルが必要と認める措置をとることができるものとします。なお、これによって生じた損害については、当ホテルでは責任を負いかねます。

（駐車場の責任）※一部店舗に限る

- 第19条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

（宿泊客の責任）

- 第20条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
- 2 当ホテルが定める喫煙所以外で喫煙された場合（客室内にて吸い殻が発見された場合も含む。）、当該客室の消臭措置のために要する費用として3万円を請求させていただきます。なお、消臭剤・クリーニングその他の原状に復するために実際に要した費用が3万円を超える場合には、当該金額を請求させていただきます。

（客室の清掃）

- 第21条 宿泊客が連続して同一の客室に滞在される場合、宿泊プラン等による対応を除き、当ホテルの定める清掃スケジュールに沿って清掃を実施させていただきます。
- 2 宿泊客より清掃不要のご要望をいただいた場合でも、当ホテルが必要と判断した場合又は法令および都道府県条例等の趣旨に基づき、客室の清掃を行わせていただくものとします。
- 3 前項の清掃について、宿泊客はこれを拒否できないものとします。

（免責事項）

- 第22条 私共のホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

（準拠する言語）

- 第23条 この約款が日本語以外の言語で作成された場合、その言語の約款と日本語の約款との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語の約款によるものとします。

（準拠法及び管轄）

- 第24条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（約款の改定）

- 第25条 本宿泊約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。約款が改定された場合、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテル所定のウェブサイト上に掲出するものとします。

別表第1 宿泊料金の算定方法

内 容		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料） ②サービス料（※一部店舗に限る）
	追加料金	③飲食物（または追加飲食物）およびその他利用料金 ④サービス料（※一部店舗に限る）
	税金	消費税＋宿泊税＋入湯税 （※宿泊税および入湯税は一部店舗に限る）

備考 税金は、室料・サービス料及び食事・その他すべてのご利用料金に消費税がかかります。

別表第2 違約金（第6条2項関係）

契約解除の通知を受けた日		連絡なしの 不泊	当日	前日	6日前	20日前	30日前
契約申込人数							
個人	9名まで	100%	100%	20%	—	—	—
	10名～29名まで	100%	100%	50%	10%	—	—
	30名～49名まで	100%	100%	80%	30%	10%	—
団体	50名以上	100%	100%	100%	50%	30%	10%

1. %は、基本料金及び付帯料金に含まれる他事業者との提携宿泊プランにおける連携料金分の合計額に対する違約金の比率です。なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。
2. 契約日数が短縮された場合には、その短縮日数にかかわらず、短縮より宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。
3. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出します。
4. 旅行代理店を通じての予約やオンライン旅行会社（当社ホームページ以外の予約サイト）など、当ホテルへの直接予約以外にてお申し込みの場合は、その代理店や予約サイトごとに定められた取消規定が適用され、それに基づき所定の違約金を申し受けます。（別表の限りではない。）また、当社ホームページからの予約であっても、宿泊プランによっては、それに基づき所定の違約金を申し受けます。（別表の限りではない。）